

## 令和7年度静岡県自転車安全利用促進広報業務実施要領

### 1 目的

令和7年度静岡県自転車安全利用促進広報業務を実施するに当たり、優れたアイデアを有するものに依頼することとし、その候補者を選定するため、企画提案方式による公募を行う。

### 2 業務内容

#### (1) 業務名

令和7年度静岡県自転車安全利用促進広報業務

※詳細は、令和7年度静岡県自転車安全利用促進広報業務仕様書のとおり

#### (2) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

#### (3) 履行場所

くらし・環境部県民生活局 くらし交通安全課が指定する場所

#### (4) 契約方法

本件契約は、公募型プロポーザル方式による企画提案書に基づき最優秀企画提案者を選定し、当該提案者と提案内容に沿って契約内容の協議、調整を行い、契約を締結する随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の2第1項第2号該当）とする。

### 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格者名簿において、「広告代理」の営業種目の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 静岡県内に本社あるいは営業所等が存在すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 4 説明会の開催及び参加表明

### (1) 説明会の開催

- ア 開 催 日：令和8年1月7日(水)
- イ 時 間：午前10時から
- ウ 会 場：県庁西館4階第一会議室A
- エ 参加人数：一社当たり2人までとする。
- ※ 説明会への参加は、必須ではない。

### (2) 参加表明

本企画提案へ参加を希望する者は、参加表明書（別添）、宣誓書（別添）、企画実績書（A4又はA3サイズの任意様式）を提出すること。

#### ア 提出日時

令和8年1月14日(水)までの土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日等を除く毎日午前10時から午後4時まで

#### イ 提出場所

くらし・環境部県民生活局 くらし交通安全課（後述11 担当部署・問合せ先）

#### ウ 提出部数

1部

#### エ 提出方法

持参とする

## 5 企画提案

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書及びコンペ案

※仕様書の各項目ごとに1案ずつとし、仕様書の順番通りに企画書を作成する。

#### イ 見積書（社印・代表者印を押印したもの）

※提出書類はA4サイズとし、冊子にまとめた状態とする。なお、やむを得ずA4サイズを超える場合は、折り込んで閉じること。

#### (2) 提出日時

令和8年1月16日（金）午後4時まで

#### (3) 提出場所

くらし・環境部県民生活局 くらし交通安全課（後述11 担当部署・問合せ先）

#### (4) 提出部数

8部（ただし、見積書は副本を添付し、正本1部は別に提出すること。）

#### (5) 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

ア 受付日時：令和8年1月13日（火）正午までの土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日等を除く毎日

イ 受付方法：質問書（様式不問）に質問内容、社名・担当部署・担当者氏名・電話番号・メールアドレスを明記の上、くらし交通安全課メールアドレス宛に送信する。

ウ 回答方法：実施要領・仕様書等を配付した全ての事業者に対し、随時メールで回答する。

## 6 選定方法

(1) 企画提案書について、令和7年度静岡県自転車安全利用促進広報業企画提案選定要領に基づく選定委員会において評価項目に従い審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

(2) 次のとおり、プレゼンテーションを行う。

- ア 開催日：令和8年1月21日（水）午前9時から
- イ 会場：県庁別館7階第二会議室A
- ウ 発表順：参加表明書を提出した順とする。時間については、別途通知する。
- エ 発表時間：1社当たり説明15分、質疑応答5分の20分以内とする。
- オ 参加人数：1社当たり4人までとする。

※プレゼンテーションで使用したボード等は各社持ち帰ること。

## 7 審査結果

審査結果については、参加者全員に文書により通知する。なお、希望があれば選定されなかつた理由を電話又は対面により説明する。

## 8 契約の方法

契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀企画提案者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

## 9 契約限度額

4,499,000円（税込）

## 10 その他

- (1) 今回のプレゼンテーションに関わる一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 契約手続において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (5) 業務の実施に当たっては、法令、契約書等を遵守し、静岡県くらし交通安全課と十分連絡調整を図ること。
- (6) その他詳細は、仕様書による。

## 11 担当部署・問合せ先

くらし・環境部 県民生活局 くらし交通安全課 交通安全班 宮城島  
所在地：〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 県庁西館6階  
電話：054-221-2104  
Fax：054-221-5516  
Email: kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp